諮問日：令和４年４月２５日（令和４年度（最個）諮問第１号）

答申日：令和４年９月１３日（令和４年度（最個）答申第１号）

件　名：特定の期の司法修習生提出の実務修習希望地調査書に記録された保有個人情報の一部不開示の判断に関する件

答　　申　　書

第１　委員会の結論

苦情申出人の保有個人情報の記載がある特定の期の司法修習生提出の実務修習地調査書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「実務修習希望地調査書（特定年月日現在）」（以下「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第２　事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第４に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和４年３月１６日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第８の１に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第８の２（令和４年７月１日改正前の取扱要綱記第８の４）に定める諮問がされたものである。

第３　苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書について、苦情申出人の続柄の開示をお願い致します。具体的には、現在、本件対象文書の「１４．家族及び⑩の具体的事情に記載した親族等」記載欄において、苦情申出人の「氏名」、「年齢」、「職業」、「現住所」を開示していただいておりますが、「続柄」は開示されておりませんので、苦情申出人に属する「続柄」の開示をお願い致します。

第４　最高裁判所事務総長の説明の要旨

１　本件対象文書は、苦情申出人以外の個人が作成し、提出したものであり、苦

情申出人以外の個人に関する情報が記載されている文書である。苦情申出人の個人情報にかかる記載は、本件対象文書の「⑭　家族及び⑩の具体的事情に記載した親族等」欄及び「⑮　備考」欄に記載されているが、同部分の記載は、その文書作成者の主観的な認識に基づく記載であり、かつ、その記載内容を開示することにより、本件対象文書の作成者を推測することが容易となる可能性があるため、令和３年法律第３７号による廃止前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）１４条２号本文に定める不開示情報に相当する。また、本件対象文書は、その作成に当たり苦情申出人の関与が必要な文書ではなく、苦情申出人の個人情報の記載があるか否かを含めどのような内容が記載されているかは苦情申出人が当然には知り得ない情報であるため、本件対象文書に記載された事項は、法１４条２号ただし書イには相当しない。

２　以上から、本件対象文書に記載された苦情申出人の氏名、年齢、職業及び現住所の部分を除き、本件対象文書のその余の記載内容（記載のない項目も含む。）の情報は、苦情申出人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、同情報が記載されている部分を開示しないこととした。

第５　調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

①　令和４年４月２５日　　諮問の受理

②　同日　　最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③　同年７月１５日　　本件対象文書の見分及び審議

④　同年９月９日　　審議

第６　委員会の判断の理由

１　本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書は、苦情申出人以外の第三者が作成した文書であること、本件対象個人情報は、「⑭　家族及び⑩の具体的事情に記載した親族等」欄及び「⑮　備考」欄に記載されていることが

認められた。

上記「⑭　家族及び⑩の具体的事情に記載した親族等」欄の「続柄」の部分は原判断において不開示とされているところ、苦情申出人は、このうち苦情申出人に属する同部分に記載されている情報について開示を求める旨主張する。そこで検討すると、当該部分は、本件対象文書の作成者が、その家族及び⑩の具体的事情に記載した親族等（以下、併せて「親族等」という。）との続柄を記載する部分であり、当該部分には、本件対象文書の作成者の認識に基づく親族等との身分関係に関する情報が記載されている。したがって、当該部分を公にすると、苦情申出人以外の第三者である本件対象文書の作成者が誰かを識別することが可能となる。よって、当該部分に記載されている情報は、法１４条２号本文に規定する個人識別情報に相当するということができる。

また、見分の結果によれば、原判断において不開示とされたその余の部分には、本件対象文書の作成者を含む苦情申出人以外の第三者の個人に関する情報が記載されていることが認められ、当該情報は、法１４条２号本文に規定する個人識別情報に相当すると認められる。

そして、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、本件対象文書は、その作成に当たり苦情申出人の関与が必要な文書ではないことが認められるから、本件対象文書に、苦情申出人の個人情報の記載があるか否かを含め、どのような内容が記載されているかは苦情申出人が当然には知り得ない情報であるということができる。したがって、本件対象文書に記載された情報は、法１４条２号ただし書イに相当しない。また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報に相当する事情も認められない。

２　以上のとおり、原判断については、原判断において不開示とされた部分が法１４条２号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委　員　長　　髙　橋　　滋

委　　員　　門　口　正　人

委　　員　　長　戸　雅　子